

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、「丸亀市生涯学習推進計画」を平成19年度から令和4年度にかけて4次にわたり策定し、生涯学習社会の実現に向け取り組んできました。

この間の社会状況に目を向けると、少子高齢化、グローバル化、高度情報化、環境問題、人口減少などの各種問題が引き続き複雑化しながら急速に進んでいます。

また、物質的な豊かさのみならず、精神的な豊かさから幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング※」の考え方が注目され、誰もが生涯を通じて意欲的に学び続ける社会が求められています。

このように、社会情勢や人々が求める価値観に変化が起きており、他者との違いや多様な価値観を理解し、協働しながら課題に向き合い、社会の変化に柔軟に対応する力を育む生涯学習の重要性はこれまで以上に高まっています。そこで、本計画は、第4次計画の評価や、生涯学習に関する市民アンケートの結果などを踏まえ、市民と行政が一体となって生涯学習を推進するための新たな指針として令和8年度に「第5次生涯学習推進計画（以下、「第5次計画」という。）」を策定するものです。

※ ウェルビーイング

- ・身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- ・多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる状態にあることも含む概念。

（令和5年閣議決定「教育振興基本計画」リーフレットより抜粋）

2 計画の性格

本計画は、生涯学習行政に関連する市長部局・教育委員会の各部門が密接に連携を保つとともに、他の計画との整合性を図りながら、市民の生涯学習活動を支援し、生涯学習に関する施策を総合的・体系的に推進することを目指した計画です。

3 計画の期間

本計画は、上位計画である「丸亀市総合計画」との整合性を図るため、令和8年度を初年度とし、令和11年度までの4年間で計画期間とします。

社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて、随時見直しを図ります。

4 計画の構成と位置付け

本市が目指す生涯学習社会を実現するために、「基本理念」を基軸として、「基本目標」と、その達成に向けた取組を示す「基本施策」で構成します。



この計画は、上位計画である「丸亀市総合計画」のまちづくりの理念や「丸亀市教育大綱」の人づくりビジョンに基づき、生涯学習施策を総合的に推進するため、国や県をはじめ、本市における他部門の方策・計画と連携し、整合性を図るものとします。

また、生涯学習社会の実現に向けて、中心的な役割を担う地区コミュニティ^{*}や社会教育関係団体、市民活動団体や自己学習等との関係性にも配慮します。

^{*}地区コミュニティ…概ね小学校区を単位とし、自治会、子ども会など関係団体が地域づくりを目的に参加、協働する組織。

